

運営状況の点検又は評価等計画書

1 点検又は評価

(点検又は評価実施の基本的考え方)

各クラスの安全点検や、それ以外の改善が必要な内容についても、クラスリーダーから意見を聴取し、その際に得られた指摘を踏まえ、日常の保育の見直しに加え、園の特性などについても振り返り、さらなる改善を進めていく。

(点検又は評価の実施体制)

点検や評価項目を施設内で独自に設け、定期的にチェックする仕組みを運用する。また、外部の園から施設内見学を兼ねた点検を実施し、施設内職員では気が付きにくい改善すべき箇所を模索する活動を進める。加えて、各行事や保育参観等様々な機会に保護者からの意見を聴取し、利用者の目線からの点検や評価も施設運営に取り入れていく。

(結果の公表の有無及び実施計画並びにそれらに関する考え方)

利用者からの意見や評価についてはホームページ等で外部に向けて公表する。また、上記の評価から得られた改善すべき点は必要に応じて翌年の事業計画や中長期計画に反映させ、施設全体での実施計画として位置付けることも可能な運営を進める。

(その他(結果の活用方法等))

評価結果や改善した内容については、可能な限り迅速に対応し、物質・人材両面からの改善を進めていく。

2 苦情解決

(苦情解決のために実施しようとする取組)

保護者の子育て支援と子どもの健全育成を目指し、さらなる資質向上するために社会福祉法第82条の規定により、利用者の皆様のご意見・ご要望(苦情を含める)申し出窓口を設置し、意見・要望に対して適切に対応する体制を整え、保護者に周知することを徹底する。また、苦情相談窓口を引き受けていただいている第三者委員会への定期的な報告を通して苦情解決策のさらなる省察を進め、利用者本位の事業運営となるよう努める。

苦情解決責任者 森田 宜志子(園長)

苦情受付担当者 樽野 圭以(主任)

第三者委員会 田口 貴子(まどかほいくえん園長) 松尾 マサ子(前主任)